

中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定整備について

👉 引用する法の改正により項ずれが発生するため、規定を整備する。

1 内容

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）に項ずれが生じたため、当該箇所を引用している条項（第2条）につき、法の改正に準じた規定整備を行う。

現 行	改正後
法第二条第八項に規定する特定個人情報	法第二条第九項に規定する特定個人情報
法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者	法第二条第十三項に規定する個人番号利用事務実施者
法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステム	法第二条第十五項に規定する情報提供ネットワークシステム

2 改正を要する条例

中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月中央区条例第37号）

3 施行予定日

令和7年4月1日